

令和4年度 集団指導

(令和3年度介護報酬改定における経過措置事項について)

令和 4年 7月26日 (火)

日向市 健康長寿部 高齢者あんしん課 介護認定係

目 次

I. 感染症対策の強化

- 1. 概 要 P. 1
- 2. 具体的な取組み P. 2
- 3. 参考資料（厚生労働省ホームページ掲載資料） P. 4

II. 業務継続に向けた取組の強化

- 1. 概 要 P. 5
- 2. 具体的な取組み P. 6
- 3. 参考資料（厚生労働省ホームページ掲載資料） P. 7

III. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

- 1. 概 要 P. 8
- 2. 具体的な取組み P. 8
- 3. 令和4年度 宮崎県認知症介護基礎研修 P. 9
- 4. 厚生労働省Q & A P. 10

IV. 高齢者虐待防止の推進

- 1. 概 要 P. 12
- 2. 具体的な取組み P. 13
- 3. 厚生労働省Q & A P. 15

V. 関連法令等 P. 16

I. 感染症対策の強化

1. 概要

対 象	全サービス
概 要	<p>・ 令和3年度介護報酬改定により、介護サービス事業者に感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、</p> <p>①<u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）の開催</u></p> <p>②<u>指針の整備</u></p> <p>③<u>研修、訓練（シミュレーション）の実施</u></p> <p><u>等が義務づけられました。</u></p> <p>・ <u>各介護事業所にて令和6年3月31日までは努力義務とし、令和6年4月1日から義務化される措置</u>ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じること。</p>

2. 具体的な取組み

取組み	主なポイント
<p>感染対策委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい</u> ※「感染症対策の知識を有する者」については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい ※「介護現場における感染対策の手引き」のP.56以降も確認すること ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、<u>感染対策担当者を決めておくこと</u> ・ 利用者の状況など事業所の状況に応じ、<u>おおむね6月に1回以上</u>、定期的を開催すること ※感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること ・ <u>テレビ電話装置等を活用して行うことができる</u>。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること
<p>指 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所における「指針」には、<u>平常時の対策</u>及び<u>発生時の対応</u>を規定すること ※各項目の記載内容の例については、「<u>介護現場における感染対策の手引き</u>」を参照すること ＜平常時＞ ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 ＜発生時＞ ・ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこと

<p>研 修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者に対する研修内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うこと ・ <u>定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい</u> ※<u>認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること</u> ※研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと ・ 研修の実施内容についても記録すること
<p>訓 練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>定期的（年1回以上）</u>に行うこと ※<u>認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上行うこと</u> ・ 感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施すること ※訓練の実施はその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切

3. 参考資料（厚生労働省ホームページ掲載資料）

- ・「介護現場における感染対策の手引き」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

- ・「介護職員のための感染対策マニュアル」
 - （施設系） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>
 - （通所系） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>
 - （訪問系） <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

- ・「感染対策普及リーフレット」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>

- ・「（介護施設・事業所の職員向け）（管理者・感染対策教育担当者向け）感染症対策力向上のための研修教材」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html

- ・「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」
- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

Ⅱ. 業務継続に向けた取組の強化

1. 概要

対 象	全サービス
概 要	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度介護報酬改定により、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、<ul style="list-style-type: none">① <u>業務継続に向けた計画等の策定</u>② <u>研修の実施</u>③ <u>訓練（シミュレーション）の実施</u>等が義務づけられました。 ・ <u>各介護事業所にて令和6年3月31日までは努力義務とし、令和6年4月1日から義務化される措置</u>ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じること。 ・ なお、防災計画と災害BCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）の違いについては、次のとおりである。<ul style="list-style-type: none">イ <u>防災計画の主な目的</u>：「<u>身体・生命の安全確保</u>」及び「<u>物的被害の軽減</u>」ロ <u>BCPの主な目的</u>：<u>防災計画の目的に加え、「優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する」又は「早期復旧すること」を目指すもの</u>

2. 具体的な取組み

取組み	主なポイント
BCPの 必 要 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCP には、次の項目等を記載すること。 ※<u>想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること</u> ※感染症及び災害の当該計画を一体的に策定することを妨げるものではない
	<p>＜ 感染症に係る BCP ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
	<p>＜ 災害に係る BCP ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（BCP 発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携
研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る BCP の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと ・ <u>定期的(年1回以上)</u>な教育を開催するとともに、<u>新規採用時には別に研修を実施することが望ましい</u>。研修の実施内容も記録すること ※<u>認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施すること</u> ※感染症の BCP に係る研修を感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい
訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、BCP に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を<u>定期的(年1回以上)</u>に実施すること ※<u>認知症対応型共同生活介護においては、年2回以上行うこと</u> ※感染症の BCP に係る訓練を感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施すること、又は災害の BCP に係る訓練を非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することは差し支えない ※訓練の実施は机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切

3. 参考資料（厚生労働省ホームページ掲載資料）

- ・「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000817384.pdf>

- ・「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704787.pdf>

- ・介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

※厚生労働省ホームページにて、入所系・通所系・訪問系のひな形（例示入り）や研修動画が掲載されておりますので、各自ご確認ください。

Ⅲ. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

1. 概要

対 象	全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度介護報酬改定により、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、<u>認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。</u> ・ <u>各介護事業所にて令和6年3月31日までは努力義務とし、令和6年4月1日から義務化される措置</u>ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じてください。

2. 具体的な取組み

取組み	主なポイント
認知症介護基礎研修の受講義務づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス事業者において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、<u>認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。</u> ・ <u>事業者は、令和6年3月31日までに、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。</u> また、<u>新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対し、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させること。</u>

※当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とする事とし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

3. 令和4年度 宮崎県認知症介護基礎研修

研修期間	令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）までの期間のいずれか
定員	定員なし
研修内容	認知症介護に関する基本的な知識及び技術を習得することをねらいとした、 <u>eラーニング形式の研修</u> （150分程度）
研修実施機関	社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター
受講料・教材費	3,000円（消費税込み）
申込方法	<u>専用サイト（https://dcnet.marutto.biz/e-learning/）から申込みを行ってください。</u> ※詳細な手順については、令和4年4月に宮崎県又は日向市よりご案内させていただきました「認知症介護基礎研修 eラーニング 操作マニュアル【受講者用】」をご確認ください。

4. 厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
事務連絡 介護保険最新 情報 vol. 952 「令和3年度 介護報酬改定 に関する Q&A (vol. 3) (令 和3年3月26 日)」の送付に ついて	問3	・養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。	・養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。
	問4	・認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	・ <u>認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えない。</u>
	問5	・認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	・認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なるため、 <u>認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。</u>
	問6	・人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者についても、義務付けの対象となるのか。	・ <u>人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外である。</u> 一方で、義務付けの趣旨を踏まえ、認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施するためには、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではなく、各施設において積極的に判断いただきたい。
	問7	・外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。	・EPA 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。

	問 8	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第2節第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である(令和6年3月までの間、努力義務として行う場合も同様。)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習指導員が適切に管理することが必要である。
	問 9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が外国人技能実習生に認知症介護基礎研修を受講させる場合、入国後講習中や新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中に受講させてもよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入国後講習中の外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講させることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症対策のための入国後14日間の自宅待機期間中であって入国後講習中ではない外国人技能実習生については、受入企業との間に雇用関係がある場合に限り、認知症介護基礎研修(オンラインで実施されるものに限る。)を受講させることができる。 ・なお、実際の研修受講にあたっての取扱い等[※]については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意いただきたい。 <p>※研修の受講方法(eラーニング、Zoom等による双方向型のオンライン研修、集合研修)、料金(補助の有無等)、受講枠など</p>
	問 10	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供されるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語)を基本として外国人介護職員向けのeラーニング補助教材を作成することを予定している。

IV. 高齢者虐待防止の推進

1. 概要

対 象	全サービス
概 要	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年度介護報酬改定により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から<ol style="list-style-type: none">① <u>虐待の発生又はその再発を防止するための委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）の開催</u>② <u>指針の整備</u>③ <u>研修の実施</u>④ <u>これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること</u>等が義務づけられました。 ・ また、<u>運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること</u> ・ これらの措置は、<u>各介護事業所にて令和6年3月31日までは努力義務とし、令和6年4月1日から義務化される措置</u>ですが、経過措置の期間内に関係の情報を収集するなど、義務化に向けて必要な体制・対策を講じてください。

2. 具体的な取組み

取組み	主なポイント
<p>虐待防止検討委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成すること</u> ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい ・ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること ・ <u>定期的</u>に開催すること ・ <u>虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応すること</u> ・ 当該委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない ・ <u>テレビ電話装置等を活用して行うことができる</u> ※この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、次のような事項について検討すること その際、<u>そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること</u> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

<p>指 針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のような項目を盛り込むこと <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
<p>研 修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者に対する研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこと ・ 当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的（年1回以上）な研修</u>を実施すること ※<u>認知症対応型共同生活介護については、年2回以上実施すること</u> ・ <u>新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること</u>
<p>担当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における虐待を防止するための体制として、「委員会」から「研修」までに掲げる措置を適切に実施するため、<u>専任の担当者を置くこと</u> ※当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい

3. 厚生労働省 Q&A

文書名	問番号	質問	回答
<p>事務連絡</p> <p>介護保険最新情報 vol. 952</p> <p>「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 3) (令和3年3月26日)」の送付について</p>	<p>問1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的にしなければならないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的実施していただきたい。</u>小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

V. 関連法令等

サービス種別	市条例	解釈通知
居宅介護支援事業所	・日向市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 日向市条例第 14 号）	・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日 老企第 22 号）
介護予防支援事業所	・日向市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 日向市条例第 71 号）	・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日 老振発第 0331003 号、老老発第 0331016 号）
地域密着型（介護予防）サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・日向市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 日向市条例第 7 号） ・日向市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 日向市条例第 8 号） 	・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号、老振発第 0331004 号、老老発第 0331017 号）

※指定基準の詳細な内容については、関連法令等の条文及び「令和 3 年 4 月版 介護報酬の解釈 [指定基準編]・[Q&A・法令編]」などを各自ご確認ください。